

入間市印鑑条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正案	現 行
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であつて、使用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、次に掲げるものを使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) <u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、有効期間内であつて、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。次号において「法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>移動端末設備（法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、有効期間内であつて、かつ、法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者のうち、<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、有効期間内であつて、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）の交付を受けているもの</u>については、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であつて、使用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、<u>当該個人番号カード</u>を使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

入間市手数料の特例に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、<u>入間市手数料条例（昭和42年条例第16号）別表1の項、5の項、11の項、17の項又は21の項に規定する証明書の交付を受けようとする者が</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、使用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、<u>次に掲げるもの</u>を使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、交付の申請を行う場合の入間市手数料条例 _____別表1の項、5の項、11の項及び17の項に規定する手数料については100円と、同表21の項に規定する手数料については200円とする。</p> <p>(1) <u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、有効期間内であって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。次号において「法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>移動端末設備（法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、有効期間内であって、かつ、法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u></p>	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、有効期間内であって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）の交付を受けている者が</u>、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、使用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、<u>当該個人番号カード</u>を使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、交付の申請を行う場合の入間市手数料条例 <u>（昭和42年条例第16号）別表1の項、5の項、11の項及び17の項に規定する手数料については100円と、同表21の項に規定する手数料については200円とする。</u></p>